

紹介

Peter Taylor & Stuart Turley *The Regulation of Accounting*

村 瀬 儀 祐

はじめに

「会計の政治化 (politicization of accounting)」と言われる傾向が各方面から指摘されている。会計原則の設定には様々な利害関係者の利害が介入し、一つの政治のプロセスとなっているために、合意形成のための積極的な手立てが必要になってきていると主張されている。ここに紹介するテイラー (Peter Taylor) とターレイ (Stuart Turley) による『会計規制論 (*The Regulation of Accounting*)』(Basil Blackwell Ltd, 1986) は、そのような現代会計の理論傾向を示すものである。本書は、イギリスの会計制度に関連して、会計規制の制度的枠組みが如何に形成されるべきか、という問題意識のうえにたっている。その叙述にあたって、イギリス以外の主にアメリカ合衆国の論者の理論も参照しており、現代会計理論の動向が如何なる制度改革とつながっているか知るうえで、本書は興味のあるものである。

本書の章別編成は以下のとおりである。

- | | |
|--------------------|---------------|
| 第1章 会計規制の性格と目的 | 第7章 経済効果の証拠 |
| 第2章 会計公開の公的規制と私的規制 | 第8章 公開モニター |
| 第3章 法的枠組み | 第9章 規制の国際的局面 |
| 第4章 会計基準委員会 | 第10章 諸外国の会計規制 |
| 第5章 基準設定過程に対する影響 | 第11章 将来の発展 |
| 第6章 会計基準の効果 | |

以下本書の内容を紹介することにしよう。

1. 会計規制の基本的枠組み

テイラーとターレイは、「経済財」としての会計情報の性質から、「情報公開に対するあらゆるニーズを満たすうで無規制の市場に依拠することはできない」(p.15)として、なんらかの規制の必要性を唱える。すなわち、パレートな効率的資源配分に必要な条件を作り出し、また、効率的な代替策間での選択をするにあたって、なんらかの手段が見出されなくてはならないとして、そのために会計規制が必要であるとする。会計規制の形態としては、(1)会計プロフェッションによるコンベンションと先例、訓練をつうじての規制、(2)私的セクター規制制度による規制、(3)公的セクターによる規制、(4)以上の三つの形態のいずれかを混合したシステムによる規制をあげている。イギリスにおいては、会計規制は「伝統的に二つの要素、すなわち法律によって規制された一般的枠組みと、財務報告環境に係りをもつ会計人と監査人、その他のプロフェSSIONALな判断と勧告、コンベンションにもとづいてきた」(p.18)とする。そして今日では、「法的要請と私的セクターによって設定された規制とのコンビネーション」(p.26)のもとに会計規制が行われているとする。

会計に対する法規制は、イギリスの場合、会社法によって促進された。「当初より、法規制の発展は、プロフェSSIONALな団体の地位を向上させ、プロフェSSIONが発揮できる統制力を強めようとする傾向にあった」(p.20)という。1844年の会社法によって、特に監査人の資格を規定することはなかったが共同投資会社(joint-stock company)に対して強制監査を求めたのを出発点として、以後、会社法は会計公開と監査に関する規定を設けてきた。とりわけ1948年の会社法は、プロフェSSIONALな資格を持つ会計士による監査を要求し、現代の会計規制の法的枠組みを設定した。そこでは、伝統的な会計数値の正確性(accuracy and correctness)の要請から、会計表示された会社の概観の適正性を主張する「真実かつ適正な概観(true and fair view)」の観点へのラディカルな転換が生じたという。

イギリスの会計プロフェSSIONは、はやくから専門職の団体組織を結成し、コンベンションと先例にもとづく会計規制を行ってきた。会計基準を設定する動きは1940年代より開始され、すでに1980年にいくつかの会計専門職団体の統合のもとに結成された組織(Institute of Chartered Accountants in England and Wales: ICAEW)により、「勧告(Recommendation)」という形で会計基準の表明がなされた。1970年に

はこのICAEWのイニシャティブのもとに会計基準設定機関が結成され、その後、ICAEW以外の会計プロフェッショナル団体も結集してつくられた「会計団体諮問委員会 (Consultative Committee of Accountancy: CCAB)」の統括する会計基準設定機関へと改組された。これが今日、「会計基準委員会 (Accounting Standards Committee: ASC)」として知られているものである。会計基準委員会 (ASC) は、プロフェッショナルな会計団体のために、「標準的会計実務ステイトメント (Statement of Standard Accounting Practices: SSAPs)」と「勧告実務ステイトメント (Statements of Recommended Practices: SORPs)」を作成している。前者は基本的に重要な問題を扱い、後者は広く普及しているが限られた重要性しか持たないものか、もしくは適用の対象が限られているものを扱っている。

前者の「標準的会計実務ステイトメント (SSAPs)」は、会計基準委員会 (ASC) によって表明される会計基準である。イギリスにおける会計基準設定機関である会計基準委員会 (ASC) は、会計基準を作成するが、しかし、その機関自体はそれらの会計基準を発行する権限を持たない。会計基準が会計プロフェッションの基準となるためには、会計基準委員会 (ASC) をバックアップしている会計団体諮問委員会 (CCAB) の構成メンバー団体による承認と発行を待たなければならない。さらに会計基準委員会 (ASC) は、「今のところ、一般的な意味以外に政府の合法的支持を受けておらず」(p.110)、法的強制力を持っていない。この点、アメリカ合衆国における財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) について、それが表明した会計基準は自動的にアメリカ公認会計士協会 (AICPA) のメンバーを拘束し、さらに証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission: SEC) によってバックアップを受け、「間接的法的権威」(p.110) を有しているのと比べると対照的である。

後者の「勧告実務ステイトメント (SORPs)」は、会計基準委員会 (ASC) によって作成される場合とその機関の管轄のもとにその基準に重要な係りを持つ産業によって提案される場合 (“franked” SORPs とも呼ばれている) とがある。このタイプの会計基準は、強制のものではなく、それに準拠するか、しないかは企業の自由に任される。このような強制的性格を持たない会計基準は、会計基準の試行による合意と承認を作りだそうとする意図のもとに設定された。すなわち、「準拠することが本質的とは考

えられていない新しい会計基準概念の創出は、会計基準の承認の問題に対する対応とみることができる。会計基準委員会(ASC)は、準拠しないことから生じる対立が自らの信頼性と承認を脅かすのを恐れずにステイトメントを発行するより大きな領域をもつ」(p.59)。

このようにイギリスでは、会社法を中心とする法規制と会計プロフェッションによる私的セクターとの相互関係のもとに会計の規制が行われている。会計規制は、以下の4つのタイプに分類される。

- (1) 財務諸表の公開の要請
- (2) 特定の情報項目の要請
- (3) 財務諸表に公開されるべき情報の形式に対する規定
- (4) 個々の情報項目の測定ルールに対する規定

テイラーとターレイは、(1)から(4)を含めて会計公開の標準化が進んでいるとする。イギリスにおいては伝統的に法規制は(1)と(2)のタイプにむけられ、会計プロフェッションは(3)と(4)のタイプの規制に責任を持ってきた。例えば、会社法は貸借対照表と損益計算書の公開を要請してきたが、会計プロフェッションはコンベンションによるインフォーマルなルールと、よりフォーマルな会計基準をつうじて会計公開の方法や測定方法に影響を及ぼしてきた。しかしこのような分業体制も近年、崩れてきている。すなわち、会計プロフェッションによる会計基準は(1)と(2)のタイプに属する資金計算書や一株あたり利益の公開を求めるようになってきているし、他方、1981年の会社法にみられるように(3)と(4)のタイプに属する測定原則を定めるようになってきている。このようななかで、テイラーとターレイは、現代における法規制と会計プロフェッション規制との関係を次のように総括している。

「(法規制と会計プロフェッション規制との)関係は、相互補完と同時に重複する領域が含まれ、また多くの相互関係がある。政府は、ビジネス環境の変化にルールが迅速に対応して発展できるように私的統制の弾力性に依存している。逆にプロフェッショナル団体は規制にあたっての自らの地位と役割を政府が認めること、ならびにそのルールが間接的な法的効力をもつ可能性に依存している。」(p.32)

すなわち「成文法規制は非弾力的であり適用するに困難である」(p.29)ため、政府は会計プロフェッションの私的規制に依存しようとする。そこには、次のようなメリッ

トがある。

「政府の見方からすれば、私的規制は弾力性のメリットを有し、法規制による場合よりもよりの確に集中できる。さらに規制に対する利害関係者グループの対抗に打ち勝つことができる。私的団体は、政府のエージェントとして活用され、またそれらの知識の故に、また規制される側の立場を代表するために、反対を挫いたり、高い自発的準拠の水準を生み出すことが出来る。」(p.28)

他方、会計基準委員会(ASC)によって作成される会計基準は、法的強制力を持つものではなく、その権限は弱い。しかし法律による一般的な支持を背景に、「間接的な法的効力」をもつことはできる。すなわち、

「私的団体のルールはそれ自体、法的強制力を持たないが、それは間接的な法的効力を持つ。そのようなルールは、契約の基礎となり、そのことにより強制力あるものとなる。会計の場合、財務諸表が true and fair view をもつことの成文法上の要請は、どのような法定的義も持つものではなく、いかなる絶対の意味も持っていない。この脈絡のもとで会計基準は、true and fair view を生み出す政策と実務の権威あるステイトメントとして採用され、そのことにより間接の法的効力を生み出す。」(pp.29~30)

1983年には、会計基準の位置について協議され、会計基準委員会(ASC)に記述意見書が提出され、そこでは、ASCの会計基準が、true and fair view を示すよう意図したものであると積極的に規定されている。「このベースにもとづき、会計基準に準拠しない会計は、true and fair view を示すべき法的要請を満たさないものとなる。」(pp.52~53)

「協議会によって表明された意見は、標準的会計実務ステイトメント(SSAPs)はいかなる直接的な法的効力も持っていないが、裁判所が true and fair の概念に付与する解釈には間接的効力を持っている、というものであった。会計基準は、二つの理由によってこの役割をもつ。第1に会計基準は、財務諸表の作成について認められた実務のステイトメントを表明する。第2に、基準の存在は、会計が基準に準拠していると利用者の側に期待をつくりだし、そして利用者の期待は、会計が true and fair view を提供しているかどうか決定するにあたって必要なものとなる。裁判所はSSAPの要請を是認するように拘束されていないが、認められた会計実務への準拠

は、会計が true and fair であることの名によりの証拠であり、準拠しないのはそうでないことをはっきりと示す。“true and fair” の概念は、高い抽象レベルでの法的概念である。このようにその意味は変わらずにいるが、裁判所がその概念に与える内容は変わりうる。そのために会計基準の発展は、法条項とは違うものになり、またそれを乗り越えて進むことがあっても truth and fairness に対する不変の法的要請と対立することにはならない。」(p.53)

このような意見に対して、今のところ裁判所が true and fair view を特に規定した判例はない。しかし判例とはなっていないが、1981年の Argyll Foods のケースにおいて、会計基準に準拠しないのは、法律違反となる証拠であるとの立場が示されている。「会計基準委員会(ASC)に対する弁護士団の意見は、会計基準が true and fair view との関係で重要な役割を持つとしている。標準的会計実務ステイトメント(SSAPs)に準拠することが、必然と true and fair view を与えるという仮定は、基準が承認され適用されるころまで強められる。そしてまた、この事実は、会計基準委員会(ASC)が会計報告作成者に受け入れられうる基準を発展させる必要性を強調している。」(p.53)

以上にみたように、イギリスにおいては法的規制と会計プロフェッショナル規制との二つの要素の相互関係のもとに、会計規制が遂行されている。テイラーとターレイは、この二つの要素の関係について、将来を次のように展望している。

「伝統的にイギリスのビジネス環境を特徴づける規制構造は、法的統制と私的規制との混合を生みだし、この在り方は支配的な基礎アプローチ、すなわち法的枠組みのなかでの私的規制となってつづいている。しかしながら、環境の変化、とりわけ規制に準拠する点については、例えば成文法による会計基準の位置の承認のように、このような構造が次第にフォーマライズされるようになるであろう。また、法的統制と私的規制の境界は、次第に不明確なものとなるであろう。」(p.32)

2. 会計基準形成過程の政治化

イギリスの会計基準委員会(ASC)は二つの機能を持つ。その一つは、基準を作成し最上の会計実務を決定する「作成機能」であり、もう一つは、作成された会計基準をプロフェッションの内外に認めさせ準拠させ、そのことにより会計規制における会計プロフェッションの権限と影響力を保持しようとする「マーケティング機能」である

(p.50)。とりわけ後者の「マーケティング機能」は最近強調されているものである。会計基準委員会(ASC)のメンバーは、パートタイムで無給であり、しかも会計基準の作成権を有するのみで、その認定権は各会計プロフェッショナル団体に所属する。この点で、アメリカ合衆国の財務会計基準審議会(FASB)がフルタイムで高額給与のメンバーを擁し、そこで表明された会計基準が自動的に会計プロフェッションを拘束しているのと比べると対照的である。しかし、このなかでも会計基準委員会(ASC)は、アメリカ合衆国の財務会計基準審議会(FASB)と同じように、「パブリックインタレスト」を唱えて、その委員会メンバーに会計プロフェッション以外の代表者も加え、会計基準への合意を形成するために「相談(consultation)」とそのための「適正手続き(due process)」を強調するようになっている。すなわち、会計基準形成の過程においては、議論を出発させるために「討議紙(Discussion Paper)」が出され、基準形成にあたって会計基準委員会(ASC)の意図を説明した「意図表明(Statement of Intent)」が表明され、基準の提案とそれについての各方面の意見を募る「公開草案(Exposure Draft)」が出されている。さらに公聴会も開催されている。最近では「とりわけ相談に次第に強くフォーマルな注意が向けられるようになってきている」(p.58)。このように「相談に対する強調がなされるようになったのは、一部には、合意を得るのがより困難な議論の多いテーマ(例えば繰り延べ税、インフレ会計、リース会計)に会計基準委員会(ASC)が取り組むようになった結果であり、また一部には、標準会計実務ステイトメント(SSAPs)への準拠を確かなものにしようとする問題に関係している」(p.58)。「強力な強制装置が欠如しているもつて、会計基準委員会(ASC)は、規制設定のメカニズムにおいて会計の作成者と利用者の確信にもとづき、さらに規制内容に対するそれらのものの合意にもとづき、コンセンサスの自己強化をもってそれに代用しようとしてきた」(p.67)。

テイラーとターレイは、このような会計基準設定過程における「相談」の強調には会計基準設定の政治的性格が反映されているとする。すなわち会計基準設定における政策の選択には「技術的観点(technical view)」と「政治的観点(political view)」が含まれ、以前は会計基準の表明は「技術的」とみられていたのが最近ではその「政治的」性格が強調されているとする。

「会計基準設定における政策選択の性質は、二つの対照的な方法、すなわち『技術

的』観点と『政治的』観点と呼ぶことのできるものによって検討されてきた。技術的観点は選択の問題を本質的に『最上の』会計実務を確認するものとみなし、それ故に会計の技術的なルールもしくは概念の作成と適用によって解決できるものとみなす。会計政策の選択は、会計理論を参照することによって解決できるとみなされる。これとは対照的に政治的観点は、会計基準を様々な実務によって利益を得ようと対立する利害関係者のあいだで選択がなされるものとみる。これらの政治的軋轢は、技術的過程とされたものに対する制約としてではなく、規制と選択の性質上、根本的なものとみなされる。基準設定過程は技術的な配慮への参照がなされるが、その過程のアウトプットは政治的要素によって決定される。会計基準が最初に設定された時、それは本来技術的な表明であると見られていた。基準設定過程に含められるものは、実務規制の権限が対立する利害関係者の選択をなすための指令からというよりむしろ技術的専門知識から引きだされるものであるために、以上の考え方を維持しようとした。しかしながら基準設定団体の活動の分析と調査は、選択の政治的説明を支配的な考え方として確かなものとした。問題は基準設定が技術的かそれとも政治的かというのではなく、むしろどの範囲まで政治的配慮が個々の基準設定に際し明確に認識され議論されるべきかということである。

他の国の基準設定機関では一般的になっていることであるが、会計基準委員会(ASC)は基準作成にあたって提案に対する意見を募り、様々な利害関係グループと協議することによって外部者の影響を求めている。ASCの手続きと『適正手続き』に対する関心は、その活動の政治的性格を反映している。標準化には、議論とロビー活動、そして技術的メリットと同じく様々な代替案に対するリアクションやそれへの準拠についての配慮が含まれている。」(pp.68～69)

会計基準は、監査人や企業経営者、投資家、債権者、政府、学者等の利害関係者の利害関係に拘束されて形成される。例えば、会計基準が、このような利害関係の拘束をうけて成立した例を、試験研究費と繰り延べ税、物価変動の会計に見出すことができる。

試験研究費会計基準は、1975年の公開草案では試験研究支出を支出した年度に即時費用とする方式を提案していたが、この方式は1976年の公開草案では、それを一定の条件を満たす限り資産として繰り延べ計上することを認めた。このような大きな修正は、宇宙産業の意見を受け入れたものであった。すなわち、宇宙産業では、「政府契約におい

て認められる利益率は、貸借対照表上の開発費も含めた使用資産をベースに算定される。したがって即時償却は、利益算定を減少させかねないものであった。換言すれば、宇宙産業は会計基準のありうる経済効果を心配したのである」(p.84)。このように、「会計基準の発展についての顕著な特徴は、経済的要素に対する会計実務の効果を受ける単一の産業グループの明確な影響である」(p.84)。

繰り延べ税会計基準は、1973年の公開草案では繰り延べ法が提案されたが、この単一の方法の提案は企業と会計プロフェッションからの批判に出会い、1975年の公開草案にて総括的配分の要求とともに企業による計算方法の選択を認める提案に変更された。しかし、貸借対照表上の繰り延べ税残高が大きく増加するにつれて、議論は、会計方法の選択から繰り延べられるべき対象の問題へと移行した。そして1977年の公開草案では繰り延べられるべき税効果の範囲が限定され、負債法が勧告された。1983年の公開草案では、負債法の提案とともに税効果の繰り延べの範囲がさらに明確にされた。このような繰り延べ税会計基準の形成過程においては、「全体的に経営者の観点が勝っており、会計基準委員会(ASC)の方針変更に対して主たる責任を有することは明らかである」(p.86)。

物価変動会計基準では、1973年の公開草案では現在購買力(current purchasing power)システムが提案されたが、これに対して政府は1973年にインフレーション会計を研究する委員会(Sandilands Committee)を設立し、これを牽制した。1976年の公開草案では、政府機関の意見を取り入れカレントコスト会計(current cost accounting)を提案した。そして1979年の公開草案では、銀行やスーパーマーケットの利害を反映して若干の修正を施し、1980年に会計基準として表明された。この会計基準は、3年間の試行期間をおいたが、この期間中、その会計基準に会社が準拠する傾向は次第に低落した。多くの監査事務所は、このように会社の離反が進むなかでは、物価変動会計基準への非準拠の監査報告をすることはできないとした。かくして物価変動会計基準は、1985年に会社による任意採用の基準となった。このように物価変動会計基準の形成過程においては、政府や企業、会計事務所などの利害と議論のもとに、一つの政治的過程となって推進されたのである。

イギリスの会計プロフェッションは、会計理論のフォーマルな表明により会計選択の問題に対処しようとしている。1971年に会計基準委員会(ASC)は、「基礎的会計概

念」として、「ゴーイングコンサーン」、「発生」、「一貫性」、「慎重」の概念を設定し、さらに1975年には「会社報告書 (The Corporate Report)」と題する討議資料を公表し、意志決定志向観点の理論を展開した。しかし、このような概念フレームワークの設定により、会計基準に対する合意を作りだそうとする努力も、いまのところ成功していない。なぜなら意志決定有用性のより広いステイトメントについては合意が成立しても、より詳細な目的やその追求方法については、多様な利用者のニーズや利害の対立により合意を獲得する見込が立たないからである。会計の理論的概念的フレームワークの形成自体、多様な利害に規制されて、標準的実務を選択する問題と同じくらい困難なものである。このためには、会計基準設定は純粹に理論的な事柄ではなく、政治的配慮が必要であるとしている。すなわち、

「基準設定は中立的な活動ではなく、そこでは選択がいくつかの明白な目的とか概念によって引きだされるようなことは明らかにない。基準設定の過程は、対立する利害への配慮を含み、会計基準委員会 (ASC) は様々な利害関係グループのプレッシャーを受ける。技術的または理論的配慮と政治的プレッシャーとの混合をつうじて問題は解決されよう。」(p.88)

会計基準設定には、監査人や経営者、投資家、債権者、政府などの利害関係者の意見が反映される。このなかで、とりわけ強い権威をもっているのは経営者である。すなわち「特に注意に値するのは、産業経営者の役割である。会計基準が法的に強制されるものでないこと、それゆえに会計基準委員会 (ASC) は基準の表明が成功するにあたって大きく経営者の支持に依存しているという事実のために、経営者は相当の権力をもっている」(p.88)。監査人の立場は、これに比べて低いものとなっている。

イギリスにあっては、監査人の法律上の役割は、監査報告において、財務諸表が「(1) 会社の成績と財務状態についての true and fair view を示しているか、(2) 会社法の要請に一致しているか」(p.131) 意見を表明することである。すなわち会社法の細則に従うとともに true and fair view の法的要請に答えることである。この場合、会社法の細則と true and fair view の一般的要請のいずれが優位であるかという点について、次のように述べている。

「監査は、法律上の公開要請への準拠性をモニターする第一の役割を有する。この役割は、詳細な法規則に関係し、また財務諸表によって表示された全体的様相にも関

係して表明されている。1985年会社法は、会計の *truth and fairness* が会社法の細則規定よりも勝っており、それ故に、*truth and fairness* を保障するに必要とあれば細則規定ははずされるというステイトメントを含んでいる (S.228)。true and fair の概念とそれを優位基準とみなす要求は、財務諸表の構成のされ方に関する法律上の細則規定に依存するのではなく、多くの領域についてのプロフェッショナルな判断を尊重しそれに依存するというイギリスの規制システムに内在するものである。true and fair の判断は、プロフェッショナルな会計人にとって抜きんできたものとみなされ、会計基準の役割と地位に与えられた観点である。」(p.132)

テイラーとターレイは、このように制度上、監査人のプロフェッショナルな判断が尊重されているが、しかし、監査人の実質的立場は会社取締役に従属しているという。すなわち、「法律上のフォーマルな立場は、会社株主が監査人を指名し報酬を決定している。しかし、監査人の立場は形式上は株主の統制のもとにあるが、指名、否認、報酬に対する実際の権限は事実上、会社取締役のもとにある。このような状況は、会社会計について独立の観点を形成するにあたって、監査の損失となるような場合、監査人が取締役と対立するのに消極的となることによって、監査人の能力を損ねる」(p.132)。しかも会計基準の設定過程において、監査人の独立した立場よりも経営者の利害が優先しがちである。したがって「監査人と経営者との間の経済的関係は、経営者に受け入れられやすいように基準を作成することによって、準拠の問題を取り扱う傾向があることを意味する」(p.135)。

3. 会計基準の経済効果

会計基準の「経済効果 (economic consequences)」に対する認識が近年深まり、会計基準設定過程において利害関係グループの介入とロビー活動が増大している。このような傾向のなかで、「会計基準設定の過程のなかで経済効果を組み込むべきか否か、また如何にそれをなすべきか、という問題が大きく注目を集めるようになっていく」(p.90)。テイラーとターレイは、「経済効果分析の観点から経営者が最も重要な利害関係グループである」とする (p.98)。なぜなら、「経営者は企業に関連した経済的変数に影響を及ぼし、企業が採用する会計政策の選択に第一の役割をもつ」(p.98) からである。経営者の役割に焦点を合わせて経済効果を見ると、経営者報酬や債務契約のような企業

の取り結ぶ契約や企業の政治的見通しと係った契約とモニタリングの原価との関係でそれは解明される。契約原価は、契約条項を評価し交渉し締結し再交渉する原価に関係し、モニタリング原価は、利害団体が契約下の企業業績について知るようになり、契約条項への準拠を評価する原価を含む。経済効果と会計選択は、これらの契約原価とモニタリング原価と以下の四つ問題領域において関連しあっているとす。

- (1) 経営者報酬：経営者報酬が会計上の利益と結び付いて決定される場合、その金額は会計政策の取り方次第で変化する。経営者は自分たちの報酬に関連して会計数値に最も好ましい影響をもつ会計政策を選択するよう動機づけられている。
- (2) 政府規制の在り方：公益企業や銀行などの多くの企業は、政府機関によって価格や賃金等、会計数値を基礎とした規制を受けている。この場合、会計政策の変更は、会計数値の変更により価格や賃金の上昇を正当化するために、規制を受ける企業の経営者や規制当局の利害に関係する。
- (3) 債務契約：会社は借入をする場合に、例えば、配当支払いや新規の借入、合併について債権者からの拘束をうける。これらの債務契約条項はしばしば会計数値を基礎にしているために、会計選択の如何によって契約違反となることがある。経営者は、債権者からの貸付停止をおそれて債務契約違反とならないような会計選択をする。
- (4) 政治的見通し：公開される会計数値の如何によって大規模会社は、労働組合や消費者、そして特に政府より批判を受ける。「高い公表利益は、賃金引き上げや価格統制に対する要求を生み出し、増税を正当化するのに用いられる。他方、低い利益（または損失）は、補助金や保護に対する支持を促進する」(p.100)。このような政治的見通しのもとで経営者は、自ら有利になるような会計選択をなす。

会計基準は経済効果を持つために、近年、会計基準の設定にあたって経済効果を如何に考えるか議論されるようになってきている。テイラーとターレイは、もともと意志決定有用性の理論には、経済効果を配慮する方向性があったという。なぜなら、意志決定者の意志決定に有用な情報を提供しようとするれば、会計情報の持つ経済効果について考えざるをえないからである。したがって「会計規制における経済効果に対する関心は、単に意志決定有用性アプローチの拡張にすぎない」(p.91)。会計基準委員会(ASC)は、リース会計基準の表明に際して経済効果に言及しているが、ここでは「経済効果の分析は、技術的基準に対して第二義的なものと見なされている。さらに経済効果は、技

術的基準に対する挑戦もしくはそれにもとづいた意志決定を反証する場合にのみ適合するだけであると考えられている」(p.108)とする。

会計基準設定において経済効果を考慮する場合、(1)技術的基準と比較してどの程度、経済効果を配慮すべきか、(2)基準設定団体は社会的経済的效果を最大化すべきなのか、できるだけ少なくすべきなのか、(3)どのような経済効果が認められるか、(4)基準が経済効果を持つ場合、如何なる選択ができるか、(5)いかに基準設定団体は経済効果を見出すか、(6)基準設定団体は公衆の利害のもとに行動するとして、一体、何が公衆の利害を構成するか、(7)より劣った基準を他の政策目的のために会計基準とするか、といったいくつかの問題が生じる。しかし、「会計規制における経済効果分析を適用する方法論上の問題とは別に、解決されなければならない最も基本的な問題は、私的規制団体が一体どれ程、様々なグループに対して有利な、また不利な政策選択をなす社会的正当性を有するかということである」(p.108)。議論は、基準設定にあたって経済効果に対する認識をなすのは不可欠なことであると賛成するものと、そのようなことは会計の私的規制体制の終焉へと導くと反対するものとにわかれている。テイラーとターレイは、「正当性の問題に対する解答は、FASBのようにSECの政府規制部局によって監視され、そこから間接の法的権威を引き出している団体のケースとASCのように一般的な意味以外に政府の正当化の支持を今のところ受けていない場合とでは異なるであろう」(p.110)としながら、「政治の様相は、余りにも会計基準設定にとって基本的なものであるから、基準の権威が私的セクターに残るか、公的セクターへ転換させるかということを変更するようなことはない」(p.110)としている。

近年、財務諸表と会計基準の経済効果の証拠を発見する経験的研究が発展してきている。テイラーとターレイは、「会計規制の脈絡において、このような研究は潜在的にきわめて重要である」(p.126)とする。すなわち、「経済効果の表明が会計基準設定者の検討と意志決定に際して、経済効果の実際的なものと潜在的なものとの両方を考慮に入れるよう基準設定者に説得するよう提案する」(p.126)ことになる。経済効果を発見する研究は、証券市場における会計報告とその効果についての研究が支配的なものとなっている。すなわち、「資本資産評価モデル (capital asset pricing model)」と「市場効率仮説 (efficient capital market hypothesis)」に基礎をおく研究が主流を占めている。資本資産評価モデルは、株価が投資家による所有株式に関連するリスクの評価を反

映しているという考えにもとづくものである。投資家は、当該リスク水準からの自分たちの利回りを最大化しようと望み、自分たちの予測を立てるために情報を用いる。新しい情報は、投資家の予測の変更へと導く。この場合、証券市場は、新しい情報に対して効率的に反映されると仮定されるから、会計情報と株価との間に一定の相関関係があると想定する。このような仮定をもとに、次の三つのタイプの市場研究(1)会計数値の情報内容についての研究、(2)会社によって自発的にとられた会計方法の会社間の相違と会計方法の変更についての研究、(3)特定の会計基準の影響をテストする研究が行われてきた。テイラーとターレイは、これらの研究が、会計規制にとってあまり役立つものではないとしている。すなわち、「既存の研究は、資本市場の反応が予測され、また何んらかの予想される反応の範囲が予測される場合、会計規制者がこれらの環境や問題を予見するにあたって依存できる如何なる理論も提供するものではないといえる。会計規制の実行に対する株式市場の反応についての研究は、規制の改正をするにあたっての考え方を提供するが、当初の規制の選択には役立たない」(p.121)としている。

さらに近年、経済的効果の実証的研究は、経営者の意志決定に係らせた研究がされている。そのような研究は、三つのタイプの経営者の意志決定—すなわち、(1)強制的会計規制に対する経営者の反応、(2)経営者による会計政策の自発的選択に関連した経済効果、(3)ロビー活動を通じて会計規制に影響を及ぼそうとする経営者の試みにむけられている。この研究では、「会計変更による経営者の意志決定変更の存在を示すのにかなりの証拠が、ほとんどアメリカ合衆国からのものであるが、利用できる。経営者は、自らの意志決定を、株式市場が効率市場仮説が示すように動くと認識していないために、また、会計報告情報と自分たち自身の報酬との相互関係のために、変更する」(p.126)。しかし、総じて経済効果の経験的研究は、今のところ会計規制の在り方そのものが如何にあるべきかという問題の解決には役立っていない。すなわち、

「しかしながら経済効果についての認識と観察は、ありうる会計規制について決定する問題を解決しない、ということは再度強調に値する。実際のところ選択の問題は、行為についての代替的コースの結果が理解されるならば、より大きなものとなろう。これまでなされたほとんどの研究は、実行された個々の会計基準に結び付いた一定の効果の存在をテストすることに集中してきた。いくつかの研究は、提案された基準のありうる効果を予測しようとしてきたが、しかしその仕事のほとんどは、如何に経済効果

が基準設定者に影響を及ぼすかという問題に向けられたものではなかった。」(p.113)

4. 会計の国際化

会計ルールに対する国際的影響は、新しい会計問題となっている。会計に対する国際的影響は、(1)例えばアメリカ合衆国の外貨換算会計基準がイギリス会計基準の参考にされたように、他の国の方式の参照をつうじて、(2)会計プロフェッションが国際的となり、国際会計基準委員 (International Accounting Standards Committee: IASC) のような国際組織を設立して相互の国の会計実務に影響を及ぼすことをつうじて、(3)国際連盟や世界銀行などの国際組織による会計公開の表明と促進をつうじて、(4)EECの指令によるメンバー諸国の会計システムの調整をつうじて、拡がりをみせている。このなかでもテイラーとターレイは、EEC指令によるEEC諸国の会計実務の「調和化 (harmonization)」について、この国際的影響がイギリスにおいては最も大きいとする。特に1981年の会社法は、EECの第4次指令のもとに改正されたものであり、それは以下の点で以前のイギリス会社法のアプローチと異なっている。

(1) 財務諸表形式の特定化：以前の会社法は弾力的な様式を規定してきたが、フランスやドイツのような厳格な様式を長年規定しているEEC諸国に合わせて、新会社法は、二つの貸借対照表形式と四つの損益計算書形式を規定した。

(2) 会計原則の成文化：既に1971年に会計基準委員会 (ASC) が表明していた「ゴーイングコンサーン」、「一貫性」、「慎重」、「発生」の概念を法原則として成文化した。

(3) true and fair view のEEC指令化：「EEC指令の展開にあたってイギリスの影響は、true and fair view を会計が示すようにとするその条文において明らかである」(p.41)。1981年法は、これまでと少し違って、true and fair view が他の会社法の詳細規定と対立する時は前者が優先するという規定を設けた。

(4) 公開要請の拡大：詳細な売上原価の公開の要請にみる新しい公開要請。

(5) 会社規模分類：新会社法は、小規模会社と中規模会社、大規模会社と分類して、小規模と中規模の会社には修正した公開要請を求めた。この規定は今のところ会計基準そのものに変更を及ぼすものではないが、「しかし、将来、会社分類は異なった公開基準のための基礎を提供し、政府はこの方向に向かおうとしている。」(p.41)

このようにイギリス会社法に影響を及ぼしたEEC指令は、実行までにきわめて長い年月を経ている。第4次指令の場合、1978年にEECの機関において採択されるまでに実に13年間を要し、さらに各国で実行されるのに数年を要している。このEEC指令は、2段階の過程を経て形成される。「最初に、指令草案を作成し改定するにあたってEECのパーマネント シビル サービスの仕事がある。第2に、その手続きが個々の政府のEEC代表者に転換される。最初の局面は、『ヨーロッパの立場』の展開であり、第2の局面は、個々の国によるその立場の承認である。それぞれの国の会計団体はGrouper' Etudes のメンバーシップをつうじて指令の草案に影響を及ぼそうとする機会をもつが、しかしまた、指令の形成の最終段階に影響を及ぼすために自分たちの政府の観点も表明する」(p.148)。

EEC立法の展開は、様々な利害関係者やプロフェッショナル、産業、国家の間での調整と合意を経て可能となるために、非常に困難である。EEC立法の基本的政策は、「可能な限り既存の枠組みを変更しない」(p.154) というものであり、基本的要請に一致している限り「最大限の弾力性を認める」(p.154) というものであった。EEC第4次指令の「最初の草案は、イギリスの実務を大きく変更すると恐れられたが、最終的に採択された指令は、イギリスの既存のアプローチにほとんど順応していることがわかり、当初の恐れはなくなった」(p.151)。すなわち、「これらの変化は、アプローチの根本的変更というよりも会計公開の法規制に対するイギリスのアプローチの修正としてせいぜい規定されうるものである」(p.42)。このことは、他の国にも同じようにいえることであり、「指令は、国家間の相違をいくらかせばめはしたが、完全な標準化にはいたっていない」(p.151)。第4次指令のイギリス会計に与えた影響についてテイラーとターレイは次のように述べている。

「第4次指令は、1981年の会社法においてイギリスの立法として制定された。会計に対する最初の統一様式が確立され、特定の会計原則が法的位置を与えられた。つけ加えて公開要請は拡張され、会社規模による会社の三つの分類が公開についての例外を認める手段として導入された。政府は、既存の実務に対する侵害を最小限にするために、メンバー諸国に認められた多くのオプションの便宜を得たが、以上の変化のいくつかは規制枠における重要な発展をなおも示している。

財務諸表が法の標準様式に一致することを求める要請は、イギリスやフランスのよ

うな永年厳格な会計形式が強制されてきた国のヨーロッパの影響を受け入れなければならなかった領域である。今やイギリスは会計について『ヨーロッパの構成』を取るものとなったが、しかし、イギリスの調子は、例えば財務諸表本体よりも脚注に公開される情報量のように、他の多くの国以上に弾力的に残されている。

会計原則の成文化は、イギリスの枠組みがヨーロッパ的となった領域である。しかし、指令において示された特定の原則の内容は、イギリスが他のEEC諸国に対してより大きな影響を与えた領域であることを示している。1971年に提案された最初の指令草案は、年次の会計が会社の状態を『可能な限り正確に (as accurately as possible)』とか、『規則的かつ適正な会計の原則に一致して (conform to the principles of regular and proper accounting)』反映すべきとする要請を含んでいた。最終の指令においてそれにあたるものは、会計が true and fair view を示すべきであり、多くの『一般原則』にもとづいて作成されるというものになっている。true and fair view は、他の報告義務からの離脱を正当化できる優越要請 (overriding requirement) として記されている。さらに成文化された一般原則は、『ゴーイングコンサーン』、『一貫性』、『発生』、『慎重』であり、これらの概念は、すでに標準的会計実務ステイトメント (SSAPs) による『基礎概念』として確立していたものであった。イギリスの代表者は、法統制の強化を受け入れたが、原則に対するイギリスのアプローチの主要内容は守った。true and fair view 概念の承認は、イギリスの開示哲学を守るうえできわめて重要であるが、しかし、会計の内容の厳格な規制に慣れたEECの他の諸国において解釈上の問題を残した。」(p.151~152)

テイラーとターレイは、第4次指令のイギリスへの影響は現在よりもむしろ将来の方向性にとって重大な意味があるとしている。すなわち、「イギリスにとって最も重要なインパクトは、以前プロフェッショナル規制によってカバーされていたいくつかの報告局面が、いまや法律に含められるようになったことである。その結果として、将来の会計に対する法規制の潜在的範囲が拡大した」(p.151)としている。

イギリス会計基準は、1973年に設立された国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) による会計基準によっても影響される。「EECの指令は、究極的に法の効力をもつ」(p.163)のに対して、IASCの場合、そのような法的強制力をもたない。「国際会計基準の適用は、基準を促進するその国の

プロフェッショナルな団体の意志にもとづいており、またその国の環境におけるそれらの団体の権限にもとづいている」(p.154)。しかも、プロフェッショナル規制の強い国であっても、まさにそのことが国際会計基準委員会 (IASC) の影響力を弱いものとする原因となる場合がある。すなわち、

「いくつかの国では会計公開は厳しい法的統制を受けており、ほとんどプロフェッショナルな勧告を排除し、プロフェッションの権限は、わずかである。アメリカ合衆国ですら、IASCは、その国の主要な基準設定団体に直接、結び付いていない。FASBは、間接的にIASCの発展を考慮に入れる可能性はあるが、IASCのメンバーとなっているのはアメリカ公認会計士協会 (AICPA) であり、FASBではない。逆説的にいうと、プロフェッションが強く、伝統的に実務規制において主要な役割をはたしているこれらの国では、その団体がIASCの権威に服従するのを望まなく、国際会計基準をできるだけ促進しないという危険性がある。また、国際会計基準は、プロフェッションが強い国では、会計基準の発展に最も強力な影響を持つのがこれらの団体であるために、ほとんど影響力を持たなく、基準の内容がその国の既存の実務とほとんど変わらないということもありうる。」(pp.154~155)

会計の国際化が進展するもとで、それぞれの国の規制システムの違いが意識され出している。「実際のところ、規制システムの相違と具体的な実務の相違との間には強い関連がある」(p.166)。それぞれの国の規制システムの違いについて、テイラーとターレイは次のように述べている。

「例えば、イギリスとアメリカ合衆国において、法システムは成文法を犠牲にして判例法と先例に相当依存しており、他方では、大陸ヨーロッパのほとんどの国は、詳細な成文法を大きく優越したものとしている。これらの相違は、会社法においてその影響をみせている。アメリカ合衆国においては、イギリスの会社法に相当するような会計に対するいかなる法律上の要請も存在していない。そのかわり、証券産業に対して責任を持つ連邦規制機関であるSECは、投資家に対して投資決定に必要な情報を提供するように保証する機能を有する。この目的に対してSECは、公開要請を課す権限を与えられているが、しかし実務部面では私的セクター規制団体に会計問題についてのはほとんどの政策責任を委譲してきた。これとは全く対照的にフランスやドイツのような国は、会計公開と測定問題について詳細かつ精密に規定する会社法を持ってい

る。財務報告と税法の間の相互関係は国ごとに違い、このことは規制システムの相違を説明するのに役立つ。多くの大陸ヨーロッパの国々において、法律は、公表財務会計における記録項目と税目的に対して記録されたものとの間の同一性を要請している。そのために、そこにはイギリスにおけるよりも財務報告書の内容に対する強い法規制の伝統がある。

イギリスとアメリカ合衆国におけるビジネス組織の支配的形態は、広範な株式所有を有する公的有限責任会社であり、他方、西ドイツと日本では、銀行が貸付をつうじて直接的に、株式投資をつうじて間接的に、会社金融のほとんどを提供している。アメリカ合衆国とイギリスにおいては小規模個人株主の数が多くは、*truth and fairness*（そしてアメリカ合衆国におけるそれに相当するもの）の基準に適合する監査財務情報の委任統制的な開示が重要性になっていることに一部関係をしている。監査による外的な検証に対する法律上の要請は、金融機関が金融の提供者であるところでは、また家族ベースの経営が重要なフランスのように内部金融が支配的となるところでは、あまり決定的な問題となっていない。

大規模でしっかりと設定された会計プロフェッションの存在は、会計規制に顕著な影響力を持つ。それに比例しもっぱらイギリスとアメリカ合衆国の会計プロフェッションは、他の発展産業諸国における会計プロフェッションと同じように、全体として長い歴史を持っている。また、イギリスにおいては他の比較できる諸国よりも、会計プロフェッションの数も多く、会社経営者に対する影響力も大きい。これらの要素は、イギリスとアメリカ合衆国の会計プロフェッションに、他の諸国の会計プロフェッションにとっては否定的なものとなっている会計規制に対する重要で直接的な役割を有する道を開いている。」(pp.166~167)

おわりに

これまでみてきたように、テイラーとターレイによる著書は、イギリスの会計規制の制度的枠組みと、最近の傾向について詳細な検討をしている。そこでは、会計政策について政治的観点が必要になってきていること、会計基準の設定にあたって経済効果に対する配慮と、合意形成のための制度的手段が必要になってきていることが主張されている。その論理は、会計規制の枠組みと展開傾向を記述することに力がそそがれている。

したがって、本著は、イギリスの会計制度の構造と最近の傾向と、そしてアメリカ等で主張されている現代会計理論が、如何なる会計制度の傾向と結び付いているか知るうえで恰好の著書となっている。